

岐阜県ウォーキング協会 会則

第1章 総則

第1条（名称） 本会は岐阜県ウォーキング協会（以下本会という）と称する。

第2条（所在地） 本会は事務局を岐阜県可児市愛岐ヶ丘4丁目10番地に置く。

第2章 目的・事業及び会員・役員

第3条（目的） 本会は次に掲げる事項を通して、社会に貢献することを目的とする。

- (1) 自然に親しみ、自然に感謝する心を養うこと
- (2) 故郷の歴史にふれ、故郷に対する愛情を育て、先人に感謝する心を養うこと
- (3) 若さを保ち、活動的な人生を過ごすこと
- (4) ストレスに負けない、楽しい人生を過ごすこと
- (5) 他人を尊重し、楽しい人間関係を作ること

第4条（事業） 本会は第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 本会の目的遂行のために必要な事業
- (2) 歩くことの実践及び普及に関する事業

第5条（会員） 本会は次に定める会員をもって構成する。

- (1) 正会員—本会の目的に賛同する個人
- (2) 家族会員—正会員の家族で、本会の目的に賛同する個人
- (3) 団体正会員—本会の目的に賛同し、日本ウォーキング協会または本会に加盟する団体
- (4) 団体賛助会員—本会の目的に賛同する団体

第6条（会費） 本会の会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

第7条（役員） 本会は第4条の事業を推進するために、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 1名
- (4) 幹事 若干名
- (5) 監事 2名

第8条（名誉役員） 本会に名誉会長及び顧問を置くことができる。

第2項 名誉会長及び顧問は、会長または幹事会の求めに応じ、本会及び幹事会に助言をすることができる。

第9条（役員の職務） 役員は次の職務を行う。

- (1) 会長は会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐する。
- (3) 会計は本会の経理を担当する。
- (4) 幹事は本会の会務を分担し、その事業を円滑に遂行する。
- (5) 監事は会計を監査し、総会に報告する。

第10条（役員の選出） 役員は会員のなかから推挙し、総会で決定する。

第11条（役員の任期） 役員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。

第12条（役員の報酬） 役員に報酬は支給しない。

第3章 会議

第13条（会議） 本会の会議は、総会及び幹事会とする。

第14条（総会） 総会は会員で構成し、年一回開催して、次の事項を審議し決定する。

- (1) 事業報告・決算報告・事業計画・予算・会則の改正及び役員の選出
- (2) その他、本会の運営に関する重要事項

第2項 総会は、会長が事前に通知して招集し、開催日の出席者をもって成立する。

第3項 臨時総会は、幹事会が必要と認めた時または会員の三分の一以上の請求があつた時に開催することができる。

第15条（幹事会） 幹事会は第7条の1～4号の役員をもって構成し、会長が月1回招集し、本会の運営に必要な事項を審議する。

第4章 経理

第16条（会計） 本会の経費は、会費・寄付金・その他の収入をもって充てる。

第17条（会計年度） 本会の会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。

第18条（監査） 本会の収支決算は、監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

第5章 雑則

第19条（内規） 本会則に定めのない事項については、別に内規を定める。

第20条（会則の改正） 本会則の改正は幹事会の議を経て、総会の出席者の過半数をもって決する。

附則

第1条 本会は平成7（1995）年6月17日に設立し、本会則は同日より施行する。

第2条 本会則は平成12（2000）年2月13日に一部改正し、5月27日より施行する。

第3条 本会則は平成14（2002）年2月17日に一部改正し、同日より施行する。

第4条 本会則は平成30（2019）年2月11日及び4月8日に一部改正し、4月8日より施行する。

第5条 本会則は令和4（2022）年2月13日に一部改正し、同日より施行する。